

国旗及び国歌の取扱いについて（例規）（平成11年9月6日例規第40号）

[沿革] 平成13年4月例規第17号改正

この度、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）が制定されたことに伴い、警察の各庁舎が公の機関としての施設であることを表示するとともに、警察職員が公共の奉仕者であることの自覚を高めるため、本県警察における国旗及び国歌の取扱いについては、下記のとおりとすることとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、国旗の掲揚について（昭和38年10月奈本例規第22号）は、廃止する。

記

1 国旗の掲揚等

(1) 掲揚する場所

国旗を掲揚する場所は、警察本部第二庁舎、運転免許課庁舎、高速道路交通警察隊庁舎、警察学校庁舎及び各警察署庁舎の掲揚ポールとする。

(2) 掲揚日等

ア 国旗は、次表の左欄に掲げる庁舎ごとに、それぞれ同表の中欄に定める日に掲揚するものとし、その責任者は、それぞれ同表の右欄に定める者とする。

庁 舎 別	掲 揚 日	掲 揚 責 任 者
警察本部第二庁舎	開庁日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）	第二庁舎統括官
運転免許課庁舎		次席
警察学校庁舎		副校長
警察署庁舎		副署長又は次長
高速道路交通警察隊庁舎	毎日	副隊長

イ 国旗の掲揚時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、雨天、強風等の日を除く。

ウ 掲揚責任者は、掲揚日における国旗の掲揚については前日の当直勤務員（高速道路交通警察隊にあっては、当務員。以下同じ。）に、降下については当日の当直勤務員（当日が祝日である場合における警察署の閉庁日勤務員を含む。）に行わせるものとする。

エ 掲揚責任者は、国旗を掲揚中に、雨天、強風等のため国旗を降下する必要があると認めるときは、ウに定めるところにかかわらず、所属の職員を指揮して国旗を降下させるものとする。

(3) 国旗の掲揚及び降下の際の要領

- ア 職員は、国旗が掲揚され、又は降下されるに当たっては、事務に支障のない限り、その時の現在位置において起立して国旗に注目し、又は姿勢を正すことが望ましい。ただし、雨天、強風等により降下する場合を除く。
- イ 国旗の掲揚及び降下に要する時間は、雨天、強風等により降下する場合を除き、おおむね1分とする。
- ウ 国旗の掲揚に当たっては、掲揚ポール先端と旗との間隔を空けず、密着するまで十分に引き上げること。ただし、弔意を表す場合は、掲揚ポールの中間に掲揚すること。

(4) 交番等における国旗の掲揚

- ア 前記(1)に定めるところにかかわらず、警務課車両整備工場、鉄道警察隊庁舎、科学捜査研究所庁舎、交番及び駐在所(イにおいて「交番等」という。)にあっても、祝日には国旗を当該施設の入口付近に掲揚するものとする。
- イ 国旗の掲揚は、交番等の勤務員(当直勤務員を含む。)が行うものとし、その掲揚時間については前記(2)のイに定めるところによる。

(5) 国旗の取扱いに当たっての留意事項

国旗の掲揚及び保管に当たっては、国旗に対する礼を失しないよう、丁重に取り扱うこと。

2 国歌の斉唱、演奏等

各所属長は、各種行事を開催する場合には、その内容に即して、国旗を掲揚するとともに、国歌の斉唱、演奏等に努めること。